

## 工賃向上優良事業者表彰要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、本県における就労継続支援B型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、宮城県又は仙台市の指定を受けた就労継続支援B型事業所をいう。以下同じ。）のうち、工賃向上の取組が特に優れている事業所に対する表彰に関し、表彰規則（昭和42年宮城県規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の主体)

第2 この要綱に定める表彰は、保健福祉部長が行う。

### (表彰の方法)

第3 この要綱に定める表彰は、賞状を授与して行う。  
2 前項の表彰には、記念品等を加授することができる。

### (表彰の対象)

第4 表彰の対象は、就労継続支援B型事業所のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。  
(1) 県が実施する「平均工賃実績調査」において、前年度の平均工賃月額が宮城県工賃向上支援計画に定めるグループのうち、初めてAグループとなった事業所。  
(2) その他障害者の就労支援の取組等において、他の就労継続支援B型事業所の模範と認められる事業所。

### (表彰の決定)

第5 この要綱に定める表彰の決定は、前条に定める基準を満たす事業者について、保健福祉部障害福祉課において審査の上、その審査内容を踏まえ、保健福祉部長が決定するものとする。

### (表彰の時期)

第6 この要綱に定める表彰は、随時行う。

### (表彰の事務)

第7 この要綱に定める表彰の事務は、保健福祉部障害福祉課で行う。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行する。